

新たに令和6年度住民税「非課税」または「均等割のみ課税」となった世帯を対象

物価高騰対応重点支援給付金 こども加算(5万円/1児童)のご案内

長岡市は、物価高による生活を支援するため、国の交付金事業により、
物価高騰対応重点支援給付金のこども加算として、次の全てに該当する世帯を対象とし、
対象となる児童1人当たり5万円を世帯主に支給します。

- ① 新たに令和6年度住民税が「非課税」または「均等割のみ課税」となった世帯に対する『物価高騰対応重点支援給付金』（1世帯当たり10万円）の支給対象に該当する。
- ② 世帯員に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる。
(施設入所中の児童は原則対象外)

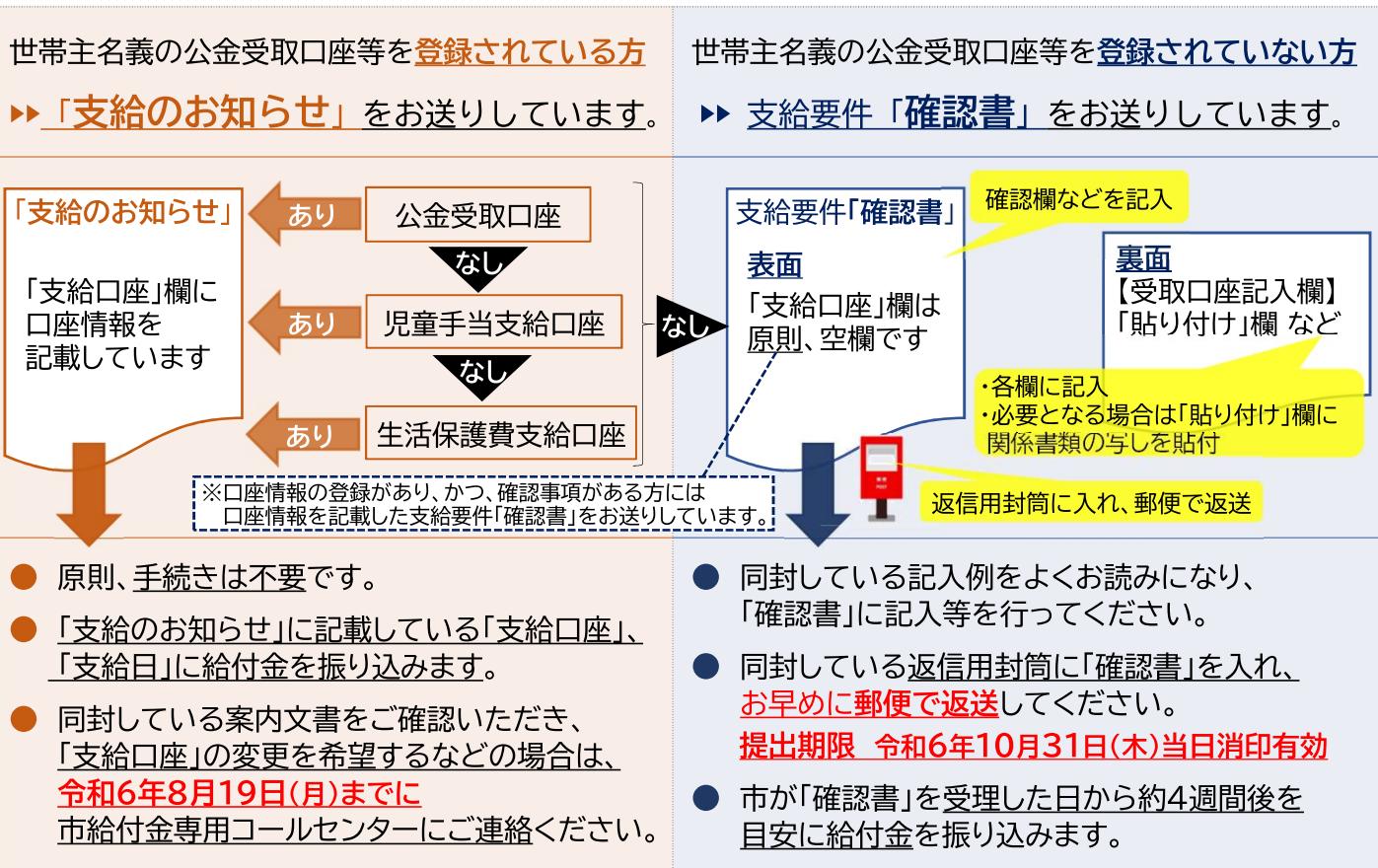
※ 平成18年4月2日生まれ以降、令和6年10月31日生まれの児童が対象となります。

- ▶ 令和6年6月3日（基準日）時点の世帯に対象児童がいる場合
対象児童の人数に基づき支給額を算定し、下に記載している「支給のお知らせ」、
または、支給要件「確認書」に基づく支給の対象としています。
- ▶ 令和6年6月4日から同年10月31日に生まれた児童のこども加算について
別に、支給手続きが必要となりますので、裏面をご確認ください。

手続き 市から届く「支給のお知らせ」または支給要件「確認書」をご覧ください

基準日（令和6年6月3日）時点で、こども加算の支給対象に該当すると思われる世帯の世帯主に、ご案内の書類を7月30日から順次、郵便でお送りしています。

（1世帯当たり10万円の物価高騰対応重点支援給付金とは別の封筒での郵送となります。）



裏面もご確認ください

お知らせ 以下に該当する場合は、別途、申請書類の提出が必要です。

令和6年6月4日から令和6年10月31日に生まれた児童がいる場合

- お送りしている「支給のおしらせ」または 支給要件「確認書」のこども加算は、
令和6年6月3日(基準日)時点の世帯員にいる対象児童の人数に基づき、
支給予定額を算定しています。
- この他、令和6年6月4日から令和6年10月31日に
生まれた児童も、こども加算の支給対象になります。
 - ▶▶ 当該児童分のこども加算を受取るためには、別途、
申請書と関係書類の写し(コピー)を下記期限までに、
提出していただく必要があります。
【申請書類の提出期限 令和6年11月15日(金)(当日消印有効)】
 - ▶▶ 該当する場合は下記コールセンターへお問い合わせください。

同一世帯員ではないが、生計が同一である児童がいる場合

- 通学等で寮に入っている場合など、同一の世帯ではないが、
生計が同一である18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)
の児童については、当該児童の世帯に、こども加算の支給対象と
なる世帯主がない場合に限り、支給対象となる場合があります。
 - ▶▶ 当該児童分のこども加算を受取るためには、別途、
申請書と関係書類の写し(コピー)などを下記期限までに、
提出していただく必要があります。
【申請書類の提出期限 令和6年10月31日(木)(当日消印有効)】
 - ▶▶ 該当する場合は下記コールセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ

長岡市給付金専用コールセンター  **0258-39-2347**

受付時間 平日8:30~17:15(市役所窓口も同じ受付日・時間となります)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。